

2018年9月7日
全国港湾 18 発第 18 号
港運同盟発 18-第 37 号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保 昌三 殿


全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎 


全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信 

台風 21 号に伴う阪神港の港運事業者・港湾労働者救済に関する緊急申入れ(第 1 号)

2018 年 9 月 4～5 日に掛け発生した台風 21 号は、阪神港で事業を営む港運事業者、そこで就労する港湾労働者に対し、破壊的且つ甚大なる被害をもたらしました。

つきましては、下記内容の緊急申入れを行いますので、可及的速やかなる対応・対策を措置されますよう本状で以て申し入れます。

記

1. 台風 21 号による被害対策として阪神港の港湾労働者並びに、とりわけ港運専業・現業事業者に対し、あらゆる支援策並びに、雇用・職域確保に資するべく、あらゆる就労機会確保措置を講じて戴くよう措置願いたい。具体的には次のとおり措置願いたい。
 - (1) 当面、港湾労働者の雇用・職域確保措置の一環として、作業等就労機会の有無に係らず、港運専業・現業事業者（検数・検定・関連・港湾荷役部門）に対し、港運元請事業者及び関係船社に、全幅の補償措置が講じられるよう要請願いたい。
 - (2) 復旧作業について、迅速に対応できるようあらゆる措置を講じて戴きたい。
 - (3) 阪神港における被害復旧について、復旧事業として国・自治体による補助金拠出等、特段なる支援要請を行って戴きたい。
 - (4) 阪神港における港湾労働者の雇用・職域確保策として、あらゆる支援措置を講じて戴きたい。
2. 労使における阪神港台風 21 号被害対策会議（仮称）の設置をお願いしたい。
3. その他、国・行政・関係ユーザーに対し、労使協同であらゆる支援措置対策要請を行っていくことについて確認願いたい。

以上